

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての回答書

【陳情事項】—★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料を一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しによって引き下げてください。

保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

回答 第6期事業計画では、基金を取り崩すとともに第5期の8段階から11段階へ応能性を高めています。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

回答 国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討しています。

③補足給付の申請手続きの見直しで介護保険施設入所者が利用できなくなることはやめてください。資産の確認など必要以上にプライバシーを侵害しないでください。

回答 国の制度を遵守しつつ、プライバシーに配慮して実施しています。

(2) 基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

回答 保険料とのバランスを考え、計画的に整備する予定です。

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

回答 東浦町内に1ヵ所設置していますが、管理者からのヒアリングや事業状況報告を基にした実績の検証から、地域の実情に適合して有効に機能しているため、1ヶ所で良いと考えています。また、専門職種が確保されている社会福祉協議会への委託は現行どおり行います。

③サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の額以上の単価を保障し、サービスに見合ったものとしてください。

回答 国の制度に沿いつつ、現状をよく把握しながら実施に向け検討してまいります。

④介護・福祉労働者を充分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

回答 研修について、適宜開催しています。

(3)総合事業について

①総合事業移行にあたっての考え方

★ア. 総合事業への移行にあたっては、現在、介護予防訪問と介護予防通所介護を利用している要支援者の実態を十分に把握し、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。

回答 国の制度に沿いつつ、現状をよく把握しながら実施に向け検討してまいります。

★イ. 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。

回答 国の制度に沿いつつ、現状をよく把握しながら実施に向け検討してまいります。

ウ. サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障してください。住民ボランティア等への移行を押し付けるような指導を行わないようにしてください。

回答 国の制度に沿いつつ、現状をよく把握しながら実施に向け検討してまいります。

エ. 総合事業への移行に当たっては、介護予防訪問と介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。

回答 国の制度に沿いつつ、現状をよく把握しながら実施に向け検討してまいります。

②介護保険利用の際の手続き

★ア. 介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

回答 国の制度に沿いつつ、現状をよく把握しながら実施に向け検討してまいります。

イ. ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

回答 新しい総合事業では、地域包括支援センターから指定居宅介護事業所に対する委託も可能となっています。委託料については、国の基準に沿って設定する予定です。

③総事業費の確保と必要な補助(助成)

ア. サービスの提供に必要な総事業費を確保してください。地域支援事業の「上限」を理由に、利用者の現行相当サービスの利用を抑制しないで下さい。国または自治体の財政支援を行ってください。

回答 国の基準に沿った事業費の中で、バランスのとれたサービスの提供に努めてまいります。

イ. 住民の「助け合い」については、現行サービス利用を前提に、さらに地域の支えあいや地域づくりを促進するものとして位置付けてください。「助け合い」活動にかかる住民・各団体の要望を尊重し、必要な施設・設備の提供や、必要な経費の補助(助成)を行ってください。

回答 住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援、高齢者ふれあいサロンの充実など、サービス内容については、平成29年度からの実施に向けて、検討してまいります。施設や設備の提供は、公共施設の有効活用ができるよう調整し、経費の助成については現状をよく把握しながら実施に向け検討してまいります。

(4)高齢者福祉施策等の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

回答 燃えるごみを自力で運び出すことが困難な65歳以上ひとり暮らし高齢者や避難行動要支援者登録者を対象に、ごみ出し支援をNPOに委託して実施しています。

また、介護保険サービスが利用できない高齢者に対して、シルバー人材センターに委託をして、買物支援や掃除等の軽度生活援助事業を、1時間当たり100円の個人負担により

実施しています。

ほかに、配食サービスや乳酸菌飲料の配布、平成25年2月より地域での見守り、通報体制として「東浦あんしん見守り隊」の名称でガス・水道・新聞店・牛乳配達店・郵便局と協定を結んでおり、ひとり暮らし高齢者などに対しての安否確認事業を行っています。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

回答 町運行バスは、町内の南部及び西部から役場を経由して、北部の長寿医療研究センター及び町外の刈谷豊田総合病院経由刈谷駅の4路線で巡回しており、その利用料は1回100円です。また、高齢者や障がい者に配慮した車椅子対応の車両も導入しています。

なお、身体障害、療育、精神障害等手帳所持者本人並びに身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B及び精神障害者保健福祉手帳所持者の介護者1名についてはバス料金を免除しています。

また、公共交通機関の利用が困難な高齢者や障がい者に対し、タクシー又は、リフト付タクシーの利用助成を行っています。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

回答 宅老所事業は1ヶ所、サロン事業は13ヶ所で行っています。また、各地区の老人憩の家開放事業を、町の委託事業として老人クラブにより実施しています。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

回答 現在、県営住宅において、バリアフリーのシルバーハウジングが34室整備されています。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

回答 配食サービスは、必要な方については、すでに365日毎日夕食を届けるサービスを行っています。配食サービスの自己負担額は材料費のみで、安否確認や配達のための費用についての自己負担はありませんので、現在のところ自己負担額の引き下げは考えていません。また、閉じこもりを予防するための会食サービスも考えていません。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

回答 住宅改修費、福祉用具購入費については、すでに受領委任払いを実施しています。高額介護サービス費については実施の予定はありません。

★(5)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

回答 65歳以上の要介護1以上の普通障がい者又は、要介護3以上の一定の条件に該当する場合については、特別障がい者の対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

回答 要介護認定を受けた方のうち要介護の方には、結果通知に障がい者控除の説明資料を同封するとともにケアマネジャーなどを通じて、障がい者控除の申請を行うよう勧奨しています。

2. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について聞いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

回答 生活保護の申請に対しては、憲法第25条及び生活保護法に基づき、申請権を侵害しないよう適切に対応しています。今後も、生活保護が必要な方へは、県福祉事務所と連携して、速やかで適切な対応に努めます。

②扶養義務者への通知や報告の求めについては、国会の政府答弁や政令等で示されているように、福祉事務所が家庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われるにも関わらず扶養を履行していないと求められる場合に限られることを徹底してください。

回答 本町は、福祉事務所を設置していないため、実施していません。

③国による生活保護費の引き下げに対して、就学援助や地方税の非課税基準、国民健康保険の保険料・一部負担金の減免など、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

回答 生活保護費と連動する施策については、関係各課に情報提供しています。

★④ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください。

回答 本町は、福祉事務所を設置していないため、対応できません。

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

回答 本町では、福祉課窓口に警察官OBは配置していません。

⑥生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

回答 生活困窮者自立支援法に関する事務は、福祉事務所が実施するため、本町では実施していません。生活困窮者に関する相談があった場合は、生活保護の受給も視野に入れ、県福祉事務所につなぐよう心掛けています。

★⑦基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置について具体的な事例を記載したお知らせ文書を全生活保護世帯に送付して周知し、不当な減額や転居が起こらないようにしてください。当事者が望まない地域や劣悪な物件など、意に反した勧奨は厳に慎んでください。

回答 本町は福祉事務所を設置していないため、県福祉事務所が該当する生活保護世帯に通知を送付しています。

★⑧冬季加算については、できる限り生活保護利用者の健康状態等に影響を与えないよう、次の諸点を周知徹底してください。

ア. 重度障害者加算を算定している人や要介護度が3以上または傷病・障害等による療養のための外出が著しく困難であり常時在宅をせざるを得ないなど、平成27年5月14日付保護課長通知が定める1.3倍基準を設定できる場合を具体的に記載したお知らせ文書を全生活保護利用世帯に送付して周知してください。

イ. 上記の例外措置を柔軟に適用し、最大限活用することで、支給される冬季加算の減額を回避してください。

回答 本町は福祉事務所を設置していないため、対応できません。

3. 税の徴収、滞納問題への対応等

①徴税は自治体の業務であることをふまえて、愛知県地方税滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

回答 税の徴収業務は、基本的にそれぞれの自治体が自主的な徴収努力により実施するものですが、最近では滞納者も増え、一人当たりの滞納額も高額になってきています。滞納者との折衝も困難になる中、専門的な知識・技術は必要であり、税の公平性を守るために、県と市町村が共同しながら、市町村民税の収入未済額を集中的に整理する必要があると考えています。

★②税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押された鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

回答 税法に基づき、差押禁止財産については差押えせず、適正な差押えを執行しています。また、納税相談は、滞納者の現状をよく聞き、十分な財産調査等を行った上で、地方税法第15条徴収猶予措置、減免等の適用を考慮し行っています。

4. 国保の改善について

★①国の財政支援を抜本的に増額することを求めるとともに、国保財政を安定化し、保険料の大幅引き下げを実現してください。

回答 平成27年5月27日に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、国保への財政支援の拡充により財政基盤が強化されることになりました。以降は、制度を安定化する方向であります。そのため、増額の要望は考えていません。

また、本町の一人当たりの医療費は、平成25年度の実績では、愛知県内54市町村中、9番目に高い水準となっており、この医療費に見合った保険税を確保するために国保税を引き上げることが難しいことから、一般会計からの繰り入れで運営を行っている現状です。

一般会計からの繰り入れは、国保加入者以外の方の税金を充てることになります。保険税の引き下げることは、繰入金を増やすことも考えられるため、保険税の大幅引き下げは考えていません。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

回答 国民健康保険税は、医療費の支払い額に応じて決まりますので、医療費が増大すれば保険税もそれに応じた負担とせざるを得ません。

一般会計からの繰入金は、国民健康保険加入者以外の方から収めていただいた税金を充てることになります。保険税等だけでは国保運営が成り立たず、不足する財源を補うもの

であり、必要最小限の繰り入れとしています。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

回答 18歳未満の子どもの均等割を廃止した場合の対象者は、1,117人で2,900万円の減収となります。当然これは、他の加入者の負担となります。18歳未満の子どもが医療機関にかかり、医療給付費が発生することを考慮しますと、均等割の負担は、やむを得ないと考えます。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。
生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

回答 国民健康保険税の算定にあたり、前年の総所得金額が基準以下の場合は、均等割・平等割で7割軽減、5割軽減、2割軽減の対象となります。

生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても、一定の配慮がなされていると考えています。また、減免制度については、平成22年度から減免対象世帯の前年中の所得の基準を250万円から300万円に拡大しています。

したがいまして、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯を基準とした新たな減免制度を設けることは考えていません。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

回答 減免制度は、生活が著しく困難になった者に対して、税額を減免することを原則とする制度です。所得1,000万円を給与収入で換算すると約1,231万円になります。一般的に考えますと生活が著しく困難になったとは考えられない金額であり、この基準に改正することは考えていません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては「保険証は1年以上」とし、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

回答 資格証明書の発行については、特別な事情がないにもかかわらず、納税や納税相談に応じない滞納世帯に対し交付する考えです。

ゆえに、公費負担医療対象世帯や家族に病人の方がみえる等、納付困難な世帯と判断できる世帯には発行しておりません。また、高校世代以下の被保険者のいる世帯については、資格証明書の対象世帯とはしていません。

保険証の交付については、短期保険証に該当する世帯は、窓口交付が基本となります。受け取りに来られたときに、納税相談後交付しています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。「給付と滞納は別」であることから、滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

回答 滞納者に対し、現在のところ給付制限はしていません。ただし、資格証明書対象世帯については、給付の差し止めをすることになるが、特別な事情が認められるときには保険証を発行します。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

回答 分納を実施している世帯は、資格証明書の対象とはせず、正規の保険証を交付しています。また、短期保険証を発行する場合は、有効期限は6カ月としています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

回答 納税相談により、世帯における生活、就労経済状況など生活実態の把握に努め、必要な場合は、福祉関係部署や生活相談部署とも連携するなど、各世帯に応じた納税相談を行っています。

また、無保険者の調査については、日本に住んでいる方は必ず何らかの健康保険に加入する義務があり、保険制度の PRも町ホームページに掲載しておりますので、調査する考えはありません。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

回答 東浦町の一部負担金減免制度の基準は、平均月収額が基準生活費の110%以下の場合は一部負担金の全額免除、平均月収額が基準生活費の110%を超える120%以下の場合は一部負担金の半額減免、平均月収額が基準生活費の120%を超える130%以下の場合は一部負担金の徴収猶予、という基準を設けており、現在この基準を改正する考えはありません。また、一部負担金の減免制度の周知につきましては町ホームページに掲載しています。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

回答 現時点では、考えていません。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

回答 現時点では、考えていません。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

回答 精神保健福祉手帳1及び2級所持者の方の医療費補助を、平成26年2月から全疾患を対象としました。

④国に対して、福祉医療助成に対する国保の国庫負担削減をやめるよう強く要請するとともに、当面は一般会計繰り入れで補てんしてください。

回答 現時点では、特に考えていません。

6. 子育て支援などについて

★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯に対する生活支援施策の具体化を行ってください。

回答 子どもの貧困対策に関する法や大綱の趣旨に沿って、現行の諸施策との影響を考慮し、保護者に対する就労支援について、具体的に検討していきます。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。

また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

回答 東浦町は、就学援助制度の適用基準について、児童扶養手当における所得制限限度額基準を適用しており、当該基準より約1.4倍となっております。申請書の受付、申請手続きについても、入学時等で周知(保護者への通知文書、広報紙、町HP等)し、拡充しております。

★③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもをなくしてください。

回答 学校給食は学校給食法に基づき、教育活動の一つとして実施しており、同法で給食運営の経費のうち、施設に関する費用や人件費以外の食材費は保護者の負担とすることが定められております。これは、子どもに栄養バランスの優れた食事を提供し、成長を助けるものであることから、保護者に相応の負担をしていただくという考えに基づくものでありますから、学校給食費を無料にする考えはありません。

★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

回答 保育を希望する児童には、町内に保育園を8園設置し、認定児の他に、3歳以上の認定児以外の児童を私的契約児として受け入れており、通常の保育時間の他に、特別保育として早朝・延長保育を7園で、土曜・祝日保育を指定園で実施しています。また、一時的保育事業として、月14日以内で保護者の入院等に対する緊急保育や月4日以内でリフレッシュ保育として乳幼児の受け入れを実施しています。

保育所、小規模保育や家庭的保育等については、施設の設備及び運営に関する基準を条例で定め、保育の水準を確保し、また、子ども・子育て支援新制度に基づき策定した「東浦町子ども・子育て支援事業計画」により、子育て支援に努めてまいります。

⑤児童虐待や“いじめ”的早期発見に努め、重大事故とならないよう、情報公開を行い、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。

回答 要保護支援件数の状況に応じた防止策を検討していきます。なお、専門職の配置については、本年度より保健師を配置し対応しております。

⑥「新婚・子育て・ひとり親」世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。

回答 ひとり親世帯に対して、生活の激変緩和措置として、諸施策への影響を考慮して、検討していきたいと考えています。

⑦妊娠婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

回答 現在すでに実施しており、今後も子育て支援のために継続実施できるよう努めてまいります。

7. 障害者・児施策の拡充について

①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できるよう、希望する障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

回答 サービス等利用計画に基づき、障がい者に必要となるサービスが利用できるように支給決定しています。

②移動支援を、障害者・児が必要とする通学・通所に利用できるようにしてください。

回答 保護者の疾病等やむを得ない事情があり、他に通所・通学の手段がない場合は、利用可能としています。

③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にしてください。

回答 現在のところ、本町独自の自己負担の撤廃は予定していません。

④障害児者へのインフルエンザ予防接種費用の補助制度を設けてください。

回答 現在のところ、本町独自の補助制度を実施する予定はありません。

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

ア. 65歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。

回答 利用聴き取り調査及び制度の説明は、障害福祉と介護保険担当が連携して行っています。

イ. 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に対して、障害福祉サービスの打ち切りをおこなわないでください。

回答 介護保険制度の対象となるサービスを利用している対象者には、介護保険の利用申請を勧奨し、介護保険サービスが受けられるまでは障害福祉サービスの打ち切りは行っていません。

⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

回答 基本的には医療機関のスタッフで対応すべきものになりますが、多動など本人の心身状態により介助が必要であると認められる場合には院内介助を認めています。なお、視覚障害者に対しては、同行援護により院内介助を行っています。

また、入院中のヘルパーの派遣については、人工透析などのため他の医療機関への通院が必要な場合には認めています。

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

回答 相談支援事業は、近隣2市2町で共同で実施しており、専門職員を配置して、きめ細やかな相談支援が行えるよう努めています。

8. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

回答 今後、国・県・近隣市町の動向をみながら検討してまいります。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

回答 75歳以上の方を対象に、自己負担2,000円で実施しています。今後、国・県・近隣市町の動向をみながら検討してまいります。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

回答 接種費助成を上限5,000円で実施しています。今後、国・県・近隣市町動向をみながら

検討してまいります。

【2】国および愛知県、愛知県後期高齢者医療広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①消費税増税を中止してください。
- ②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。介護報酬を再改定し、事業所閉鎖などサービス提供の低下を防ぐとともに、介護・福祉労働者の安定雇用のために待遇を改善してください。
- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。
- ⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。

回答 ①～⑤現時点では、考えていません。

なお、③国庫負担の増額につきましては、全国介護保険広域化推進会議を通じて要望しております。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ③後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

回答 ①～④現時点では、考えていません。

(2) 県民の医療を守り、医療提供体制の充実のために

- ①市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。
- ②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安い病床削減を前提としないでください。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにしてください。

回答 ①～②現時点では、考えていません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①低所得者に対し、独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。
- ②一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯も対象としてください。
- ③後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請勧奨してください。

回答 ①～③現時点では、考えていません。

以上